札幌市青少年山の家 【 使用承認申請書 】

団体	ふりがな 団体名		
企画担当者	ふりがな 氏名	引率責任者 団体代表者	ふりがな 氏名
	住所 〒 －		□ 個人・自宅 □ 団体
	TEL － －	内線（ ）	□ 個人・自宅 □ 団体
	FAX －		□ 個人・自宅 □ 団体
	E-MAIL		□ 個人・自宅 □ 団体

期間・形態	平成 年	宿泊 泊 日	日帰り 日
	入館 月 日（ ）	□ 午前10時～午前10時 □ 午後1時～午後1時	□ 午前9時～午後5時
	退館 月 日（ ）	□ 基準を超える使用を希望 時 ～ 時	

※ 札幌市青少年山の家条例により、宿泊とは午前10時から翌日の午前10時まで、又は午後1時から翌日の午後1時までの使用が、日帰りとは午前9時から午後5時までの使用が、それぞれ基準となっています。
よって、宿泊の場合は、午前10時から又は午後1時からのいずれかを選択してください。
なお、これらの**基準を超える使用は、別途料金が必要**となる場合があります。

人数	人	宿泊室（定員20人） 室	バリアフリー宿泊室	□ 希望する □ 希望しない
		引率者控室（定員 5 人） 室		

添付書類

- □ 利用計画書
- □ 食事申込書
- □ 食物アレルギー確認書
- □ 炊事班名簿（様式不問）
- □ 特別活動承諾書
- □ 利用者名簿
- □ 人数報告用紙
- □ 使用料減免申請書
- □ 補助的指導者使用申込書（学校団体のみ）
- □ 車両動向報告書
- □ その他 [ ]

※ 通常は、入館日1か月前から利用調整を開始しますので、それまでに申請書類を提出することを推奨します。
この後、提出が遅くなるほどに利用調整上の制約が増します。
提出期限は、入館日の2週間前です。
また、長期（夏・冬季）休業直後利用の学校団体は、次の期限までに提出してください。
夏季：8月中旬～9月中旬利用の学校団体
→ 7月1日（17時）が提出期限
冬季：1月中旬～2月中旬利用の学校団体
→ 12月1日（17時）が提出期限
なお、当施設における学校団体とは、学校教育法第1条及び認定こども園法による教育施設並びに保育所を区分とします。
この際、教育施設及び保育所全体の教育課程・事業計画等に位置づけられていない利用は、学校団体ではなく、一般団体扱いとなります。

利用計画書及び利用者名簿等を添付し、上記のとおり申し込みます。

年 月 日

【宛先】 札幌市青少年山の家

指定管理者：公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会理事長

係長	係	起 案

札幌市青少年山の家 【 使用承認申請書 】

記入例

団体	ふりがな 団体名	さっぽろしりつせいしょうねんやまのいえしょうがっこう 札幌市立青少年山の家小学校		
企画担当者	ふりがな 氏名	やまのいえ　はなこ 山の家　花子	引率責任者 団体代表者 ふりがな 氏名	やまのいえ　たろう 山の家　太郎
	住所	〒　005　－　0862 札幌市南区滝野247番地	☐ 個人・自宅	☑ 団体
	TEL	011　－　591　－　0303　内線（　）	☐ 個人・自宅	☑ 団体
	FAX	011　－　591　－　0394	☐ 個人・自宅	☑ 団体
	E-MAIL	yamanoie@sapporo.jp	☐ 個人・自宅	☑ 団体

期間・形態		宿泊	日帰り
平成　29　年		1　泊　2　日	1　日
入館	10　月　26　日（　木　）	☑ 午前10時～午前10時　☐ 午後1時～午後1時	☐ 午前9時～午後5時
退館	10　月　27　日（　金　）	☐ 基準を超える使用を希望　時　～　時	

※　札幌市青少年山の家条例により、宿泊とは午前10時から翌日の午前10時まで、又は午後1時から翌日の午後1時までの使用が、日帰りとは午前9時から午後5時までの使用が、それぞれ基準となっています。
よって、宿泊の場合は、午前10時から又は午後1時からのいずれかを選択してください。
なお、これらの**基準を超える使用は、別途料金が必要**となる場合があります。

人数	宿泊室	バリアフリー宿泊室
111　人	宿　泊　室　（定員20人）　6　室 引率者控室　（定員 5 人）　2　室	☐ 希望する ☑ 希望しない

添付書類

- ☐ 利用計画書
- ☐ 食事申込書
- ☐ 食物アレルギー確認書
- ☐ 炊事班名簿（様式不問）
- ☐ 特別活動承諾書
- ☐ 利用者名簿
- ☐ 人数報告用紙
- ☐ 使用料減免申請書
- ☐ 補助的指導者使用申込書（学校団体のみ）
- ☐ 車両動向報告書
- ☐ その他 [　　]

※　通常は、入館日1か月前から利用調整を開始しますので、それまでに申請書類を提出することを推奨します。
この後、提出が遅くなるほどに利用調整上の制約が増します。
提出期限は、入館日の2週間前です。
また、長期（夏・冬季）休業直後利用の学校団体は、次の期限までに提出してください。
夏季：8月中旬～9月中旬利用の学校団体
→　7月1日（17時）が提出期限
冬季：1月中旬～2月中旬利用の学校団体
→　12月1日（17時）が提出期限
なお、当施設における学校団体とは、学校教育法第1条及び認定こども園法による教育施設並びに保育所を区分とします。
この際、教育施設及び保育所全体の教育課程・事業計画等に位置づけられていない利用は、学校団体ではなく、一般団体扱いとなります。

利用計画書及び利用者名簿等を添付し、上記のとおり申し込みます。

29　年　9　月　25　日

【宛先】 札幌市青少年山の家

指定管理者：公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会理事長

係長	係	起　案